○金融庁告示第七十八号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条、第二百二条、第二百二十八条及び第二百七十一条の二十八の二の規定に基づき、保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成十一年大蔵省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　保険業法（以下「法」という。）第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 法第130条第１号に掲げる額 法第130条第２号に掲げる額	一　保険業法（以下「法」という。）第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第130条第１号に掲げる額 （１／２）×（法第130条第２号に掲げる額）
二　法第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 法第130条第１号に掲げる額 法第130条第２号に掲げる額	二　法第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第130条第１号に掲げる額 （１／２）×（法第130条第２号に掲げる額）
三　法第二百二条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 法第202条第１号に掲げる額 法第202条第２号に掲げる額	三　法第二百二条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第202条第１号に掲げる額 （１／２）×（法第202条第２号に掲げる額）
四　法第二百二十八条の規定により定める引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 法第228条第１号に掲げる額 法第228条第２号に掲げる額	四　法第二百二十八条の規定により定める引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第228条第１号に掲げる額 （１／２）×（法第228条第２号に掲げる額）
五　法第二百七十一条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 法第271条の28の２第１号に掲げる額 法第271条の28の２第２号に掲げる額	五　法第二百七十一条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第271条の28の２第１号に掲げる額 （１／２）×（法第271条の28の２第２号に掲げる額）

○金融庁告示第七十九号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））の規定に基づき、保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊